

令和5年度東北大学流体科学研究所

一般公募共同研究

- 公募要項 -

東北大学流体科学研究所（以下「本研究所」という。）は、「流動現象に関する学理及びその応用の研究を行うこと」を目的としており、平成22年度より流体科学分野の共同利用・共同研究拠点「流体科学研究拠点」として文部科学省に認定され、国内外研究機関との共同研究を展開し、平成28年度からは共同利用・共同研究拠点「流体科学国際研究教育拠点」として共同研究を推進しております。

本研究所では、物質のみならずエネルギーや情報の流れなど、人間生活の中で避けて通れない「時間軸」と「空間軸」上で展開されるあらゆる「流動」を対象とする「流体科学」を核として人類社会のさまざまな重要問題を解決するため、本研究所において、所外研究者と本研究所の教員とが協力して行う共同研究を下記により募集します。

1 公募事項

(1) 一般公募共同研究の区分

①一般共同研究

本研究所所属の研究者と本研究所以外の研究者が、本研究所の施設、設備等を利用して行う共同研究

②共同研究集会

原則的に研究討論のみを行う共同研究。サマースクール等を含む。

※ 一般共同研究、共同研究集会ともに、大学院教育への貢献の観点から、「大学院後期博士課程の学生が加わる共同研究」、「37才以下の若手研究者が代表者となる共同研究」及び「国際共同研究」についても積極的に公募します。

(2) 募集テーマ

下記の分野に関わる流体科学の研究課題を募集します。

- ① 環境・エネルギー分野
- ② ナノ・マイクロ分野
- ③ 健康・福祉・医療分野
- ④ 宇宙・航空分野
- ⑤ 基盤流体科学分野
- ⑥ その他

2 申請資格者・研究組織

- (1) 申請者（研究代表者）は、国内外の大学・高等専門学校並びに公的研究機関に所属する教員・研究者（助教以上の大学教員に準ずる者）、又はこれらに準じる民間企業・団体等に所属する研究者とします。
- (2) 研究組織は、本研究所以外の研究者、技術一般職員、大学院生等（以下、所外共同研究者）と、本研究所所属の研究者、技術一般職員、大学院生等（以下、所内共同研究者）とで構成されるものとします。
- (3) 研究組織には、上記（1）の資格を有し、所外共同研究者と所内共同研究者のそれぞれの責任者である「所外対応研究者」と「所内対応教員」を必ず含むものとし、これらのいずれかが申請者（研究代表者）となるものとします。
- (4) （1）、（2）に挙げる者のうち、外部資金による雇用等、エフォートの関係で本務以外のプロジェクトに参加できない者については、研究組織構成員になることは出来ませんので、ご注意ください。
- (5) 参画研究者の年齢と性別につきましては、文部科学省による調査報告のために必要となりますので、ご了承ください。

3 申請方法

- (1) 本研究所以外の申請者は、事前に所内対応教員と共同研究の計画を協議のうえ申請して下さい。
また、本研究所の次世代融合研究システム（スパコン）、低乱風洞実験施設、衝撃波関連施設を利用して研究を計画している申請者は、所内対応教員を通じて、別途、設備利用の申請を行って下さい。

※ 本研究所の各研究部門や附属施設、所属教員名、研究の概要等については、本研究所のウェブサイトを御覧下さい。

[ウェブサイト：<https://www.ifs.tohoku.ac.jp/jpn/index.html>]

- (2) 申請者は、公募共同研究申請サイトから申請を行ってください。

4 研究期間

- (1) 研究期間は原則として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間とします。
- (2) 3年まで研究継続申請を行うことができます。

5 申請受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月16日（月）（期限厳守）

6 お問い合わせ先

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1番1号
東北大学流体科学研究所 共同研究担当
電子メール: ifs-kyodo@grp.tohoku.ac.jp

7 選考及び採択通知

共同研究の採否は、外部有識者を含む共同研究委員会の議を経て決定します。採否の結果については、令和5年3月中旬に申請者に通知します。

なお、採択された場合、所外共同研究者は、「東北大学流体科学研究所共同研究員」として委嘱致します。

8 研究経費等

申請できる研究経費は、共同研究に必要な旅費を主体とし、必要な消耗品も申請できます。国内研究者との共同研究の場合は40万円以内、海外研究者との共同研究の場合は60万円以内で申請して下さい。旅費は原則として所外共同研究者が来所する場合のみ、消耗品は10万円以内で申請できます。

申請に基づき採択額を決定し、予算の範囲内で本研究所が支出します。コロナ禍に伴う変更がある場合は、改めて連絡します。

9 公募共同研究成果報告書の提出

研究代表者は、当該年度の研究終了後、成果報告書の様式をウェブサイトよりダウンロードして作成し、公募共同研究申請サイトから、令和6年4月30日までに提出して下さい。報告書の内容については、報告書(冊子体)およびウェブサイトに掲載するとともに、共同研究委員会による事後評価の資料とします。

10 事後評価の実施

当該年度の研究終了後、公募共同研究成果報告書を基に共同研究委員会による事後評価を行います。評価結果はウェブサイトに掲載します。

11 研究成果報告会

仙台で開催予定の共同研究成果報告会(令和5年11月6日～8日に開催予定の国際シンポジウムと併催)において発表を行っていただきます。必要に応じて申請の際に旅費を計上して下さい。

12 その他

(1) 知的財産権の取扱い

東北大学共同研究取扱規程を準用します。

(2) 宿泊施設

本研究所には宿泊施設はありませんが、情報提供・手配等のお手伝いを致しますので、ご要望がありましたら共同研究担当までご連絡下さい。

(3) 研究成果の発表と謝辞の記載

共同研究の成果は共著論文として発表して下さい。論文には、「東北大学流体科学研究所における公募共同研究による」旨の文章を謝辞に記載して下さい。
なお、英文の場合には以下の文例を参考にして下さい。

Part of the work was carried out under the Collaborative Research Project of the Institute of Fluid Science, Tohoku University.

This conference was partially supported by the Collaborative Research Project of the Institute of Fluid Science, Tohoku University.

(4) 年度途中の申請

特に必要な場合に限り、年度途中からの申請も受け付けますが、その場合は原則として研究費の申請はできません。年度途中の申請については共同研究担当までご相談下さい。

(5) 追加募集

令和5年度途中に追加募集を行うことがあります。

(6) 参画学生の保険加入

学生が本研究所の公募共同研究に参画する場合は、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」および「学研災付帯賠償責任保険（学研賠）」（あるいはこれと同等以上の災害、傷害、賠償責任保険）に所属機関において必ず加入してください。

以上